

隠岐広域連合告示第12号

フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」の指定管理者は、次のとおりである。

令和元年12月23日

隠岐広域連合長 池田 高世偉

記

- 1 管理を行わせる施設の名称
フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名称 隠岐汽船株式会社
 - (2) 所在地 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四.10番地内2.11番地内2
- 3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (1) 管理の基準
 - ア 公の施設であるという認識を持ち、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ること
 - イ 公の施設の効用を最大限に発揮させ、利用者の増加に努めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行うこと
 - ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図ること
 - エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し又は確保すること
 - オ その他広域連合長が別に定める事項
 - (2) 業務の範囲
 - ア フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」の運航に関する業務
 - イ フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」の維持管理に関する業務
 - ウ フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」の利用に係る料金の徴収に関する業務
 - エ フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」関連施設の維持管理に関する業務
 - オ その他広域連合長又は指定管理者が必要と認める業務
- 4 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで